別添1-3　特定調達品目一覧（22分類288品目）

本計画における特定調達品目は、以下のとおりです。

　※「単位」は、調達実績を集計する際の単位を示しています。

１　紙類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 1 | コピー用紙 | 枚 |
| 2 | フォーム用紙 | 枚 |
| 3 | インクジェットカラープリンター用塗工紙 | 枚 |
| 4 | 塗工されていない印刷用紙 | 枚 |
| 5 | 塗工されている印刷用紙 | 枚 |
| 6 | トイレットペーパー | 巻 |
| 7 | ティッシュペーパー | 枚 |
| 【対象範囲・定義】　印刷用紙の対象について、「塗工されていない印刷用紙」には、非塗工印刷用紙が該当し、「塗工されている印刷用紙」には、塗工印刷用紙（アート紙、コート紙、軽量コート紙等）、微塗工印刷用紙等が該当する。 |

２　文具類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 【対象範囲・定義】 | 単　位 |
| 8 | シャープペンシル |  | 本 |
| 9 | シャープペンシル替芯 |  | ケース |
| 10 | ボールペン |  | 本 |
| 11 | マーキングペン |  | 本 |
| 12 | 鉛筆 |  | 本 |
| 13 | スタンプ台 |  | 個 |
| 14 | 朱肉 |  | 個 |
| 15 | 印章セット |  | 個 |
| 16 | 印箱 |  | 個 |
| 17 | 公印 |  | 個 |
| 18 | ゴム印 |  | 個 |
| 19 | 回転ゴム印 |  | 個 |
| 20 | 定規 |  | 個 |
| 21 | トレー |  | 個 |
| 22 | 消しゴム |  | 個 |
| 23 | ステープラー（汎用型） | NO.10の針を使用するハンディタイプのもの。 | 個 |
| 24 | ステープラー（汎用型以外） | 汎用型以外のもの（大型ステープラー、付加機能（フラットタイプ、軽とじタイプ、針収納タイプ、中とじタイプ等）を付したNo.10の針を使用するもの、針を使用しないもの）。 | 個 |
| 25 | ステープラー針リムーバー |  | 個 |
| 26 | 連射式クリップ（本体） |  | 本 |
| 27 | 事務用修正具（テープ） |  | 個 |
| 28 | 事務用修正具（液状） |  | 個 |
| 29 | クラフトテープ |  | 巻 |
| 30 | 布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。） |  | 巻 |
| 31 | 両面粘着紙テープ |  | 巻 |
| 32 | 製本テープ |  | 巻 |
| 33 | ブックスタンド |  | 個 |
| 34 | ペンスタンド |  | 個 |
| 35 | クリップケース |  | 個 |
| 36 | はさみ |  | 個 |
| 37 | マグネット（玉） |  | 個 |
| 38 | マグネット（バー） |  | 個 |
| 39 | テープカッター |  | 個 |
| 40 | パンチ（手動） |  | 台 |
| 41 | モルトケース（紙めくり用スポンジケース） |  | 個 |
| 42 | 紙めくりクリーム |  | 個 |
| 43 | 鉛筆削（手動） |  | 個 |
| 44 | ＯＡクリーナー（ウェットタイプ） |  | 個 |
| 45 | ＯＡクリーナー（液タイプ） |  | 個 |
| 46 | ダストブロワー |  | 個 |
| 47 | レターケース |  | 個 |
| 48 | メディアケース | CD、DVD及びBD用の各種メディアを収納するためのケース。箱状のもの。ブックタイプのもの。 | 個 |
| 49 | マウスパッド |  | 枚 |
| 50 | ＯＡフィルター（枠あり） |  | 枚 |
| 51 | 丸刃式紙裁断機 |  | 台 |
| 52 | カッターナイフ |  | 個 |
| 53 | カッティングマット |  | 枚 |
| 54 | デスクマット |  | 枚 |
| 55 | ＯＨＰフィルム |  | 枚 |
| 56 | 絵筆 |  | 本 |
| 57 | 絵の具 |  | セット |
| 58 | 墨汁 |  | 個 |
| 59 | のり（液状）（補充用を含む。） |  | 本 |
| 60 | のり（澱粉のり）（補充用を含む。） |  | 個 |
| 61 | のり（固形）（補充用を含む。） |  | 本 |
| 62 | のり（テープ） |  | 本 |
| 63 | ファイル | ●穴をあけてとじるファイルフラットファイル、レターファイル、ファスナー、スプリングファイル、キャップ式ファイル、パイプ式ファイル（片開き、両開き）、スタンド式ファイル、とじこみ表紙、パッチファイル、ホック式ファイル、ビス式ファイル、スモールファイル、A-Zファイル●穴をあけずにとじるファイルフォルダー、ハンキングフォルダー、持出しフォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル（固定式、差替式）、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、プレスファイル、用箋挟（クリップボード）、ピン式ファイル、パンフレットファイル、図面ファイル（布製図面袋含む）、ケースファイル、スライドレール式ファイル、スライドクリップ式ファイル●コンピュータ用データファイル（キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式）●その他書類等をまとめて保管するための表紙、ケース、ホルダー類全般（替表紙、折目表紙、名刺ホルダー、はがきホルダー、書類（文書）用保存箱、サンプルボックス、チャック付ケース等） | 冊 |
| 64 | バインダー | ●MPバインダー（マルチブロング、背メタル）●リングバインダー（X式、平てこ式、立ててこ式、てこなし）●その他のバインダー（コガネ式、スライド式、横開き式）●コンピュータ用データバインダー（キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式） | 冊 |
| 65 | ファイリング用品 | 背見出し、ポケット、仕切り紙、その他ファイル、バインダーのとじ穴規格に対応した補充用品。 | 個 |
| 66 | アルバム（台紙を含む。） |  | セット |
| 67 | つづりひも |  | 束 |
| 68 | カードケース |  | 枚 |
| 69 | 事務用封筒（紙製） | 保存袋、クッション材入りのものを含む。 | 枚 |
| 70 | 窓付き封筒（紙製） |  | 枚 |
| 71 | けい紙 |  | 枚 |
| 72 | 起案用紙 |  | 枚 |
| 73 | ノート |  | 冊 |
| 74 | パンチラベル |  | 袋 |
| 75 | タックラベル |  | 冊 |
| 76 | インデックス |  | 袋 |
| 77 | 付箋紙 | ロールタイプも含む。 | 個 |
| 78 | 付箋フィルム | ロールタイプも含む。 | 個 |
| 79 | 黒板拭き |  | 個 |
| 80 | ホワイトボード用イレーザー |  | 個 |
| 81 | 額縁 |  | 個 |
| 82 | テープ印字機等用カセット |  | 個 |
| 83 | テープ印字機等用テープ |  | 巻 |
| 84 | ごみ箱 |  | 個 |
| 85 | リサイクルボックス |  | 個 |
| 86 | 缶・ボトルつぶし機（手動） |  | 個 |
| 87 | 名札（机上用） |  | 個 |
| 88 | 名札 （衣服取付型・首下げ型） |  | 個 |
| 89 | 鍵かけ（フックを含む） |  | 個 |
| 90 | チョーク |  | 本 |
| 91 | グラウンド用白線 |  | 袋 |
| 92 | 梱包用バンド |  | 巻 |

３　オフィス家具等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 93 | いす | 脚 |
| 94 | 机 | 台 |
| 95 | 棚 | 台 |
| 96 | 収納用什器（棚以外） | 台 |
| 97 | ローパーティション | 台 |
| 98 | コートハンガー | 台 |
| 99 | 傘立て | 台 |
| 100 | 掲示板 | 台 |
| 101 | 黒板 | 台 |
| 102 | ホワイトボード | 台 |
| 103 | 個室ブース | 台 |
| 104 | ディスプレイスタンド | 台 |
| 【対象範囲・定義】１　「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。２　「個室ブース」は、Web会議等を行うスペースとして利用するための、ドア及び天井で囲われた移動や移設が可能なブースをいう。３　「ディスプレイスタンド」は、ディスプレイを固定する機能を有する、自立する家具をいう。 |

４　画像機器等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 105 | コピー機 | 台 |
| 106 | 複合機 | 台 |
| 107 | 拡張性のあるデジタルコピー機 | 台 |
| 108 | プリンタ | 台 |
| 109 | プリンタ複合機 | 台 |
| 110 | ファクシミリ | 台 |
| 111 | スキャナ | 台 |
| 112 | プロジェクタ | 台 |
| 113 | トナーカートリッジ | 台 |
| 114 | インクカートリッジ | 台 |
| 【対象範囲・定義】１　「コピー機」とは、紙などの画像原本からハードコピーの印刷物の生成を唯一の機能とする画像機器をいう。２　「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、１以上の機能を有する機器をいう。３　「拡張性のあるデジタルコピー機」とは、コピー機にオプションを装着することにより複合機となる機器をいう。４　「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、１以上の機能を有する（合わせて２以上）機器をいう。５　「プロジェクタ」とは、一般の会議室、教室、講堂等で使用する機器が対象。６　「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか２つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体又は現像ユニット単体で構成される製品は、トナーカートリッジには含まれないものとする。　ア　「新品トナー/インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。　イ　「再生トナー/インクカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、再生カートリッジであることの表記をされたものをいう。７　「インクカートリッジ」とは、インクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品（ユーザーが容器にインクを補充するタイプのもの等）は、は、インクカートリッジには含まれないものとする。８　トナーカートリッジ及びインクカートリッジは、補充用の消耗品として調達するものであって、コピー機やプリンタ等の機器の購入時に装着又は附属しているものは含まない。 |

５　電子計算機等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 115 | 電子計算機 | 台 |
| 116 | 磁気ディスク装置 | 台 |
| 117 | ディスプレイ | 個 |
| 118 | 記録用メディア | 個 |
| 【対象範囲・定義】１　「電子計算機」の対象機器は、省エネ法または国際エネルギースタープログラムの対象範囲と同一とする。ノートPCにはスレートPC、2in1PCを含む。タブレットPC等は対象に含まれない。(参考)省エネ法「電気計算機」の対象範囲：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/06\_keisanki.html国際エネルギースタープログラム制度要項：https://www.energystar.go.jp/outline/pdf/summary\_2021\_1.pdf２　「磁気ディスク装置」は、次のいずれかに該当するものは対象に含まれないものとする。①　記憶容量が１ギガバイト以下のもの②　電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するもの３　「ディスプレイ」の対象機器は、国際エネルギースタープログラムと同様であり、コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ（タイルドディスプレイを含む）とする。　　コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものである。サイネージディスプレイは、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から⑤の要件のうち、３つ以上を満たすものとする。①　対角線画面サイズが30インチを超えるもの②　最大公表輝度が１平方メートル当たり400カンデラ（400cd/㎡）を超えるもの③　画素密度が１平方インチ当たり7,000ピクセル（7,000ピクセル/in2）以下であるもの④　搭載スタンドなしで出荷されるものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの⑤　RJ45 又は RS232 ポートを有するもの４　「記録用メディア」とは、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-REとする。 |

６　オフィス機器等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 119 | シュレッダー | 台 |
| 120 | デジタル印刷機 | 個 |
| 121 | 掛時計 | 個 |
| 122 | 電子式卓上計算機 | 個 |
| 123 | 一次電池又は小形充電式電池 | 台 |
| 【対象範囲・定義】１　「シュレッダー」について、次のいずれかに該当するものは、対象に含まれないものとする。　①　裁断モーターの出力が500W以上のもの　②　裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの２　「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機（リソグラフ等）をいう。３　「掛時計」は、通常の執務室、会議室等において使用する壁掛型の時計を対象とする。大型のものは除く。４　「電子式卓上計算機（電卓）」は、通常の行政事務の用に供するものとする。５　「一次電池又は小型充電式電池」の対象は、単１型～単４型とする。 |

７　移動電話等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 124 | 携帯電話 | 台 |
| 125 | ＰＨＳ | 台 |
| 126 | スマートフォン | 台 |
| 【対象範囲・定義】１　「携帯電話」は、通常の行政事務に使用するものをいう。２　「PHS」は、内線等として使用されるものを含む。 |

８　家電製品

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 127 | 電気冷蔵庫 | 台 |
| 128 | 電気冷凍庫 | 台 |
| 129 | 電気冷凍冷蔵庫 | 台 |
| 130 | テレビジョン受信機 | 台 |
| 131 | 電気便座 | 台 |
| 132 | 電子レンジ | 台 |
| 【対象範囲・定義】１　「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」「電気冷凍冷蔵庫」について、次のいずれかに該当するものは、対象に含まれないものとする。①　業務の用に供するために製造されたもの②　熱電素子を使用するもの③　吸収式のもの④　ワイン貯蔵が主な用途であるもの　２　「テレビジョン受信機」の対象は、省エネ法の対象機種とする。チューナレステレビは対象外とする。（参考）省エネ法「テレビジョン受信機」の対象範囲：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/04\_tv.html３　「電気便座」（温水洗浄便座）の対象は、省エネ法の対象機種とする。（参考）省エネ法「電気便座」の対象範囲：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/16\_benza.html４　「電子レンジ」の対象は、省エネ法の対象機種とする。（参考）省エネ法「電子レンジ」の対象範囲：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/20\_microwave.html |

９　エアコンディショナー等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 133 | 家庭用エアコンディショナー | 台 |
| 134 | 業務用エアコンディショナー | 台 |
| 135 | ガスヒートポンプ式冷暖房機 | 台 |
| 136 | ストーブ | 台 |
| 【対象範囲・定義】１　「家庭用エアコンディショナー」及び「業務用エアコンディショナー」の対象範囲とする。冷房能力が28kW（マルチタイプのものは50.4kW）を超えるものは、公共工事分野の対象とする。（参考）省エネ法「エアコンディショナー」の対象範囲：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/02\_aircon.html２　「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS規格適合機種のうち、定格冷房能力が、7.1kWを超え28kW未満のものとする。３　「ストーブ」の対象は、ガス又は灯油を燃料とするものに限る。次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。①　開放式のもの②　都市ガス13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを燃料とするもの③　半密閉式ガスストーブ④　最大の燃料消費量が4.0L/hを超える構造の半密閉式石油ストーブ⑤　最大の燃料消費量が2.75L/hを超える構造の密閉式石油ストーブ |

１０　温水器等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 137 | ヒートポンプ式電気給湯器 | 台 |
| 138 | ガス温水機器 | 台 |
| 139 | 石油温水機器 | 台 |
| 140 | ガス調理機器 | 台 |
| 【対象範囲・定義】１　「ヒートポンプ式電気給湯器（家庭用）」、「ガス温水機器」、「石油温水機器」は、省エネ法の対象機種が対象となる。なお、ヒートポンプ電気給湯器について、省エネ法の対象機種はCO2を冷媒とする（エコキュート）JIS C 9220「家庭用ヒートポンプ給湯器」に規定するタンク容量のものとなっている。ただし、ヒートポンプで発生させた熱を給湯・ふろ保温以外に床暖房等への暖房へ利用する機能を有するものについては対象範囲から除外する。２　「ヒートポンプ式電気給湯器（業務用）」は、温水最高出口温度が 65℃以上の一過式の給湯器をいう。（参考）省エネ法上の各品目の対象範囲電気温水機器（ヒートポンプ式給湯器）：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/26\_heatpump.htmlガス温水機器：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/14\_gasonisui.html石油温水機器：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/15\_sekiyuonsui.htmlガス調理機器：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/13\_gaschori.html３　「ガス温水機器」については、既存建築物・施設等における従来型（JIS S 2091:2013の4.4のa）の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器）の機器の取替であって、設置上の制約があるものは、対象範囲から除外する。４　「ガス調理機器」は、次のいずれかに該当するものは対象に含まれないものとする。①　ガス炊飯器②　業務用のもの③　都市ガス13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの④　ガスグリル⑤　ガスクッキングテーブル⑥　カセットこんろ |

１１　照明

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 141 | ＬＥＤ照明器具 | 台 |
| 142 | ＬＥＤを光源とした内照式表示灯 | 台 |
| 143 | 電球形LEDランプ | 個 |
| 【対象範囲・定義】１　「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第２号）」に定める誘導灯又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126の５に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED照明器具には含まれないものとする。２　「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第２号）」に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。３　「電球形LEDランプ」は、一般照明用の電球型LEDランプのみを対象とする。昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは対象外とする。 |

１２　自動車等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 144 | 普通自動車、小型自動車 | 台 |
| 145 | 軽自動車 | 台 |
| 146 | 小型バス | 台 |
| 147 | 小型貨物車 | 台 |
| 148 | バス等 | 台 |
| 149 | トラック等 | 台 |
| 150 | トラクタ | 台 |
| 151 | 乗用車用タイヤ | 本 |
| 152 | ２サイクルエンジン油 | L |
| 【対象範囲・定義】１　本項の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和26年８月16日運輸省令第74号）第２条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。２　「普通自動車」とは、乗車定員９人若しくは10 人以下かつ車両総重量3.5t 以下の乗用自動車のうち、小型自動車の基準のうちいずれかが超えている乗用車をいう。３　「小型自動車」とは、乗車定員９人若しくは10 人以下かつ車両総重量3.5t 以下の乗用自動車のうち、総排気量２㍑以下、長さ4.7㍍以下、幅1.7㍍以下、高さ２㍍以下の乗用車をいう。４　「軽自動車」とは、乗車定員９人若しくは10 人以下かつ車両総重量3.5t 以下の乗用自動車のうち、総排気量0.66㍑以下、長さ3.4㍍以下、幅1.48㍍以下、高さ２㍍以下の自動車をいう。５　「小型バス」とは、乗車定員11 人以上かつ車両総重量3.5t 以下の乗用自動車をいう。６　「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t 以下の貨物自動車をいう。７　「バス等」とは、乗車定員10 人以上かつ車両総重量3.5t 超の乗用自動車をいう。８　「トラック等」とは、車両総重量3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。９　「トラクタ」とは、車両総重量3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。10　「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤを対象とし、新車等の購入時に装着されているタイヤを除く。 |

１３　消火器

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 153 | 消火器 | 本 |
| 【対象範囲・定義】１　「消火器」は、粉末ABC消火器とする。（A:普通火災、B:油火災、C:電気火災）。 |

１４　制服・作業服等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 154 | 制服 | 着 |
| 155 | 作業服 | 着 |
| 156 | 帽子 | 個 |
| 157 | 靴 | 足 |
| 【対象範囲・定義】１　「制服」「作業服」「帽子」及び「靴」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。 |

１５　インテリア・寝装寝具

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 158 | カーテン | 枚 |
| 159 | 布製ブラインド | 枚 |
| 160 | 金属製ブラインド | 枚 |
| 161 | タフテッドカーペット | 枚 |
| 162 | タイルカーペット | 枚 |
| 163 | 織じゅうたん | 枚 |
| 164 | ニードルパンチカーペット | 枚 |
| 165 | 毛布 | 枚 |
| 166 | ふとん | 枚 |
| 167 | ベッドフレーム | 台 |
| 168 | マットレス | 枚 |
| 【対象範囲・定義】１　「カーテン」「布製ブラインド」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。２　「毛布」は、ポリエステル繊維を使用した製品が対象となる。３　「ふとん」は、ポリエステル繊維を使用した製品又は再使用した詰物を使用した製品が対象となる。４　「ベッドフレーム」は、金属製のもの及び医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等は対象外となる。５　「マットレス」は、高度医療に用いるもの等は対象外とする。 |

１６　作業手袋

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 169 | 作業手袋 | 双 |
| 【対象範囲・定義】　「作業手袋」については、主要材料が繊維の製品が対象となる。革製、ゴム製の手袋は本項目の対象外とする。 |

１７　その他繊維製品

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 170 | 集会用テント | 台 |
| 171 | ブルーシート | 枚 |
| 172 | 防球ネット | 枚 |
| 173 | 旗 | 枚 |
| 174 | のぼり | 枚 |
| 175 | 幕 | 枚 |
| 176 | モップ | 本 |
| 【対象範囲・定義】１　「集会用テント」は、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。２　「ブルーシート」は、ポリエチレンを使用した製品が対象となる。３　「防球ネット」は、ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品及びポリエチレンを使用した製品が対象となる。４　「旗」「のぼり」「幕」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。 |

１８　設備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 177 | 太陽光発電システム（公共・産業用） | 工事件数 |
| 178 | 太陽熱利用システム（公共・産業用） | 工事件数 |
| 179 | 燃料電池 | 工事件数 |
| 180 | エネルギー管理システム | 工事件数 |
| 181 | 生ごみ処理機 | 工事件数 |
| 182 | 節水器具 | 工事件数 |
| 183 | 給水栓 | 本 |
| 184 | 日射調整フィルム | ㎡ |
| 185 | 低放射フィルム | ㎡ |
| 186 | テレワーク用ライセンス | ライセンス数 |
| 187 | Web会議システム | システム数 |
| 【対象範囲・定義】１　「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムを対象とする。２　「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムを対象とする。３　「節水器具」については、節水、節湯を目的として制作した器具を対象とする。電気を使用しない、節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁が対象となる。４　「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。５　「低放射フィルム」とは、建築物の窓ガラスに添付するフィルムであって、断熱機能を持ったフィルムをいう。５　「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方をいい、勤務場所により、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイル型テレワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス等での勤務）に大別される。６　「Web会議システム」とは、インターネットを介して音声や映像、メッセージなどのコミュニケーション機能及び資料やデスクトップを共有するための機能を統合した、ブラウザで利用できる会議等を行うためのシステムをいう。 |

１９　災害備蓄用品

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 188 | 災害備蓄用飲料水 | 本 |
| 189 | アルファ化米 | 個 |
| 190 | 保存パン | 個 |
| 191 | 乾パン | 個 |
| 192 | レトルト食品等 | 個 |
| 193 | 栄養調整食品 | 個 |
| 194 | フリーズドライ食品 | 個 |
| 195 | 備蓄用作業服 | 着 |
| 196 | 非常用携帯燃料 | 個 |
| 197 | 携帯発電機 | 個 |
| 198 | 非常用携帯電源 | 個 |
| 【対象範囲・定義】１　飲料水・食料は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。２　「レトルト食品等」とは、機密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。４　「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。５　備蓄用作業服は、再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品を対象とし、災害時において作業時に着用することにより安全を確保することを目的として備蓄するものであって、防護服を含む。６　「携帯発電機」は、発電機の定格出力が３kVA以下の発動発電機とする。７　「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源をいう。 |

２０　ごみ袋等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 199 | プラスチック製ごみ袋 | 枚 |
| 【対象範囲・定義】　「プラスチック製ごみ袋」とは、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処分に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等を除く。 |

２１　役務

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品番号 | 特　定　調　達　品　目 | 単　位 |
| 200 | 省エネルギー診断 | 件数 |
| 201 | 印刷 | 件数 |
| 202 | 食堂 | 食堂設置数 |
| 203 | 自動車専用タイヤ更正 | 件数 |
| 204 | 自動車整備 | 整備件数 |
| 205 | 植栽管理 | 件数 |
| 206 | 加煙試験 | 件数 |
| 207 | 清掃 | 件数 |
| 208 | タイルカーペット洗浄 | 件数 |
| 209 | 機密文書処理 | 件数 |
| 210 | 害虫防除 | 件数 |
| 211 | 輸配送 | 件数 |
| 212 | 旅客輸送 | 件数 |
| 213 | 庁舎等において営業を行う小売業務 | 件数 |
| 214 | クリーニング | 件数 |
| 215 | 飲料自動販売機設置 | 設置件数 |
| 216 | 引越輸送 | 件数 |
| 218 | 会議運営 | 件数 |
| 219 | 印刷機能等提供業務 | 件数 |

|  |
| --- |
| 【対象範囲・定義】１　「省エネルギー診断」とは、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量その他必要な項目の調査・分析の委託をいう。２　本項の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。３　「食堂」については、庁舎又は敷地内において委託契約等により営業する食堂が対象となる。４　「自動車専用タイヤの更生」において対象とするタイヤは、「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。５　「自動車整備」における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。６　本項の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。７　「加煙試験」とは、消防設備点検業務等において実施されるもので、建物などの天井、廊下、階段等に設置された煙検知器の作動試験を行うことをいう。８　本項の対象とする「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。９　本項の対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。10　本項の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。　ア　「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。　イ　「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量30kg以下の一口一個の貨物をいう。　ウ　「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量な荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量１kg以下の一口一冊の貨物をいう。11　本項の対象とする「旅客輸送」とは、一般貸切旅客自動車（バス）、一般乗用旅客自動車（タクシー）の利用の契約をいう。12　「小売業務」は、庁舎又は敷地内において委託契約等により営業を行う小売業務が対象となる。13　本項の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に定めるクリーニング業をいう。14　本項の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。　　①　商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの　　②　台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの　　③　車両等特定の場所で使用することを目的とするもの　　④　電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているものなお、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合は、含まないものとする。15　本項の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。16　本項の対象とする「会議運営」とは、委託契約等により会議の運営を含む業務をいう。会議の運営単体だけでなく、他の役務において会議体の設置、運営を含む場合にも適用する。17　本項の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器（本計画「４　画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナ並びに「６　オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。）による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。　ア　印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務　イ　印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務　ウ　印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務 |

２２　公共工事

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大分類 | 特定調達品目分類 | 物品番号 | 特定調達品目名 | 単位 | 宮城県グリーン製品の有無 |
| 資材 | 盛土材等 | 219 | 建設汚泥から発生した処理土 | ㎥ | ○ |
| 220 | 土工用水砕スラグ | ㎥ | － |
| 221 | 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 | ㎥ | － |
| 222 | フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 | ㎥ | － |
| 地盤改良材 | 223 | 地盤改良用製鋼スラグ | ㎥ | － |
| コンクリート用スラグ骨材 | 224 | 高炉スラグ骨材 | ㎥ | － |
| 225 | フェロニッケルスラグ骨材 | ㎥ | － |
| 226 | 銅スラグ骨材 | ㎥ | － |
| 227 | 電気炉酸化スラグ骨材 | ㎥ | － |
| アスファルト混合物 | 228 | 再生加熱アスファルト混合物 | ㎥ | ○ |
| 229 | 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 | ㎥ | － |
| 230 | 中温化アスファルト混合物 | ㎥ | ○ |
| 路盤材 | 231 | 鉄鋼スラグ混入路盤材 | ㎥ | ○ |
| 232 | 再生骨材等 | ㎥ | ○ |
| 小径丸太材 | 233 | 間伐材 | 工事件数 | － |
| 混合セメント | 234 | 高炉セメント | 工事件数 | － |
| 235 | フライアッシュセメント | 工事件数 | － |
| セメント | 236 | エコセメント | 工事件数 | － |
| コンクリート及びコンクリート製品 | 237 | 透水性コンクリート | 工事件数 | － |
| 鉄鋼スラグ水和固化体 | 238 | 鉄鋼スラグブロック | 工事件数 | － |
| 吹付けコンクリート | 239 | フライアッシュを用いた吹付けコンクリート | 工事件数 | － |
| 塗料 | 240 | 下塗用塗料（重防食） | ㎥ | － |
| 241 | 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 | ㎥ | － |
| 242 | 高日射反射率塗料 | ㎥ | － |
| 防水 | 243 | 高日射反射率防水 | 工事件数 | － |
| 舗装材 | 244 | 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） | 工事件数 | － |
| 245 | 再生材料を用いた舗装用ブロック（プレキャスト無筋コンクリート製品） | 工事件数 | － |
| 園芸資材 | 246 | バークたい肥 | ㎡ | ○ |
| 247 | 下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） | ㎡ | ○ |
| 道路照明 | 248 | ＬＥＤ道路照明 | 設置基数 | － |
| 中央分離帯ブロック | 249 | 再生プラスチック製中央分離帯ブロック | 工事件数 | － |
| タイル | 250 | セラミックタイル | 工事件数 | － |
| 建具 | 251 | 断熱サッシ・ドア | 工事件数 | － |
| 製材等 | 252 | 製材 | 工事件数 | － |
| 253 | 集成材 | 工事件数 | ○ |
| 254 | 合板 | 工事件数 | ○ |
| 255 | 単板積層材 | 工事件数 | － |
| 256 | 直交集成板 | 工事件数 | － |
| フローリング | 257 | フローリング | 工事件数 | ○ |
| 再生木質ボード | 258 | パーティクルボード | 工事件数 | － |
| 259 | 繊維板 | 工事件数 | － |
| 260 | 木質系セメント板 | 工事件数 | ○ |
| 木材・プラスチック複合材製品 | 261 | 木材・プラスチック再生複合材製品 | 工事件数 | － |
| ビニル系床材 | 262 | ビニル系床材 | 工事件数 | － |
| 断熱材 | 263 | 断熱材 | 工事件数 | － |
| 照明機器 | 264 | 照明制御システム | 工事件数 | － |
| 変圧器 | 265 | 変圧器 | 工事件数 | － |
| 空調用機器 | 266 | 吸収冷温水機 | 工事件数 | － |
| 267 | 氷蓄熱式空調機器 | 工事件数 | － |
| 268 | ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 | 工事件数 | － |
| 269 | 送風機 | 工事件数 | － |
| 270 | ポンプ | 工事件数 | － |
| 配管材 | 271 | 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 | 工事件数 | － |
| 衛生器具 | 272 | 自動水栓 | 工事件数 | － |
| 273 | 自動洗浄装置及びその組み込み小便器 | － |
| 274 | 大便器 | － |
| コンクリート用型枠 | 275 | 再生材料を使用した型枠 | 工事件数 | － |
| 276 | 合板型枠 | 工事件数 | ○ |
| 建設機械 | －－ | 277 | 排出ガス対策型建設機械 | 工事件数 | － |
| 278 | 低騒音型建設機械 | 工事件数 | － |
| 工法 | 建設発生土有効利用工法 | 279 | 低品質土有効利用工法 | 工事件数 | － |
| 建設汚泥再生処理工法 | 280 | 建設汚泥再生処理工法 | 工事件数 | － |
| コンクリート塊再生処理工法 | 281 | コンクリート塊再生処理工法 | 工事件数 | － |
| 舗装（表層） | 282 | 路上表層再生工法 | 工事件数 | － |
| 舗装（路盤） | 283 | 路上再生路盤工法 | 工事件数 | － |
| 法面緑化工法 | 284 | 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 | 工事件数 | － |
| 山留め工法 | 285 | 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 | 工事件数 | － |
| 目的物 | 舗装 | 286 | 排水性舗装 | 工事件数 | － |
| 287 | 透水性舗装 | 工事件数 | － |
| 屋上緑化 | 288 | 屋上緑化 | 工事件数 | － |
| 【対象範囲・定義】１　本項の対象とする「高日射反射率塗料」は、日射反射率の高い含量を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。２　本項の対象とする「高日射反射率防水」は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い含量を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。３　「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）５　本項の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」は、建築の木工事において使用されるものとする。６　本項の対象とする「フローリング」は、建築の木工事において使用されるものとする。７　本項の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。８　JIS A 5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号KSに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。９　本項の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。①　絶縁材料としてガスを使用するもの②　H種絶縁材料を使用するもの③　スコット結線変圧器④　３以上の巻線を有するもの⑤　柱上変圧器⑥　単相変圧器であって定格容量が５kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの⑦　三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの⑧　樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの⑨　定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの⑩　風冷式又は水冷式のもの10　本項の対象とする「吸収冷温水器」は、冷凍能力が105kW以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。11　「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。12　本項の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。13　プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は「再生材料を使用した型枠」の対象外とする。14　本項の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。 |